

傍聴に関する留意事項

1 傍聴者の遵守事項

- (1) 協議会開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 座長の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音しないこと。
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。
- (4) その他協議会の支障となる行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するに当たって、座長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記1の規定に違反したときは、退室していただくことがあります。